

# 児童扶養手当をご存知ですか？ (父子家庭の方もご覧ください！)

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭など）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童

の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。この手当は申請しなければ支給されませんのでご注意ください。

- ①～⑨のいずれかに当てはまる「児童」を監護（保護者として生活の面倒を見ること）しているひとり親家庭の父・母または両親にかわって、その児童を養育している方（養育者）が手当を受けることができるます。
- この手当で「児童」とは、18歳の年度末まで、または20歳未満で政令で定める程度の障がいのある方をいいます。
- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障がいの状態にあり、障害年金の計算の対象になつていない児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母が一年以上遺棄（連絡がとれず児童の養育を放棄していること）している児童
- ⑥父または母が一年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻せずに生まれた児童
- ⑧母が児童を妊娠した当時の事情が不明である児童
- ⑨父または母が裁判所からのD.V.保護命令を受けた児童
- ただし、次のような場合には手当は支給されません。

## ◆支給要件

次の①～⑨のいずれかに当てはまる「児童」を監護（保護者として生活の面倒を見ること）しているひとり親家庭の父・母または両親にかわって、その児童を養育している方（養育者）が手当を受けることができるます。

- ・父または母、児童の住所が日本国内にないとき
- ・父または母、児童が公的年金を受けることができるとき（全額支給停止の場合を除く）
- ・児童が遺族補償などの給付を受けられる場合で、この給付の発生事由から6年を経過していないとき

者を含む）に養育されているとき

- ・児童が児童福祉施設に入所しているなど、受給資格者が養育していると認められないとき
- ◆手当の支給
- ・父または母、児童の住所が日本国内にないとき
- ・児童が受給資格者（ひとり親家庭の父・母など）が監護・養育する児童の数や受給資格者の所得などにより決められます。

【支給対象児童2人以上の場合】  
全部支給・一部支給とともにそれ前記の金額に、第2子については5千円、第3子以降は1人につき3千円を加算した金額になります。  
△月額4万1420円（9780円）

- ・児童が父または母に支給される公的年金の加算の対象になつているとき
- ・児童が里親に委託されているとき
- ・父または母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある
- ※受給資格者本人・同一住居地の扶養義務者（住民票を世帯分離している場合も含む）の所得が、所得制限額以上になると全部支給停止になることもあります。
- 【支給対象児童1人の場合】  
・全部支給

※児童扶養手当は「自動物価指数ライド制」が採用されており、消費者物価指数の変動に応じ手当額が改定されます。平成25年10月からの手当額は、消費者物価指数の下落に応じて、0・7%減額変更されます。

## ◆手当を受給するためには

児童扶養手当を受給するには、こども福祉課で申請手続きが必要です。手当の支給は、申請の翌月からとなります。

※必要書類など、すべてがそろった日を申請日としますのでご注意ください。

## ◆申請手続きに必要なものは

申請にあたっては、父または母および児童の戸籍謄本などが必要になります。詳しくは、こども福祉課までお問い合わせください。